

## ◎退室（退店）の心得と敷金（保証金）返還手続きについて◎

## ●解約（退室・退店）の申し出の方法と手続き

解約（退室・退店）をする場合は、90日以前に必ず別紙の賃貸借契約解除の申し出書に諸事項を記載のうえ、ハサミで切り取り返信用封筒に入れて当社までご返送下さい。

## ●敷金（保証金）の返還方法と手続き

敷金（保証金）は別紙賃貸借契約書の申し出書の記載に基づき、次の手続きの全てが完了した後に、銀行口座振り込みを以ってご返還致します。

1. 契約時にお渡しした本件貸室の全ての鍵とお客様で複製した合鍵全ての返却。
2. 引渡希望日時を事前に連絡して下さい。基本は、現地にて引渡を行います。  
※電気・ガス・水道の精算をする場合は、それぞれの相手方に直接連絡を取り使用停止の申し込み手続きをすると引越の当日にそれぞれの相手方が精算に参りますので、居住中又は営業中に使用した全ての料金を支払い、領収書を保管して下さい。

① 退室（退店）後に本件の貸室点検を行い、内装部分（襖・壁及び天井のクロス・床等）に故意過失による損傷が発見された場合の修理・修繕代として、又、本件設備のトイレ・キッチン・窓ガラス・エアコン等に破損や過分に汚れている場合は、修理代や清掃代として、費用をご負担して頂く場合が御座います。  
本件を使用する際は、日常から充分ご留意して下さい。  
又、電球と電灯カバーは、全て点灯する状態と原状に戻して下さい。交換が必要な場合は、出張料と電球代（500円～）となります。

- ② 退室（退店）際の造作物や備品等は、賃借人が責任を以って処分して下さい。  
残置したままの退室・退店を堅くお断り致します。  
万一、残置したまま退室・退店を発見した場合には、上記の処分代として、お預かりした敷金又は保証金より、一個につき（1万円～2万円）差し引く事となりますので予めご了承下さい。  
残置物が多数ある場合は、専門業者に依頼して別途、見積・清算となります。  
敷金・保証金で足りない不足分は、別途ご請求となります。
- ④ 契約書にスケルトン渡しの記載が有る場合は、基本はスケルトンとなります。状況に応じて居抜き造作譲渡、契約の切り替えの可否を協議します。
- ③ 家財保険、保証会社の解約のお手続きも忘れずにお願い致します。  
詳しくは、契約時にお渡しした書類をご確認下さい。

## 賃貸借契約解約の申し出書

1. 私は、令和 年 月 日限りをもって、後記の表示物件を引渡し致します。又、この期日以後においては、御貴殿が第三者に対して、貸与する事に異存はありません。
2. 私が、御貴殿に対し預託した保証金又は敷金の返還手続きを速やかに下記の預金口座に振り込みを以ってお願い申し上げます。  
敷金よりクリーニング代、振込手数料、修繕費を差し引き致します。

預け入れ敷金 円

## 3. 保証金又は敷金の振り込み指定口座

金融機関名 銀行・信金 支店

普通・当座 口座番号 号 受取人氏名（カタナ）

## 4. 現在の物件

所在地（現在地）

物件の名称 号室

## 5. 移転先の情報

移転先住所 〒 TEL

緊急連絡先（勤務先） TEL

携帯電話

メールアドレス

6. 私は、本日、上記の表示当該物件を別紙賃貸借契約書の約定に基づき、上記に記載した本物件の引渡し日（起算日）を境として 日前に解約の手続きの申し出をした事を確認いたします。

## 7. 申し出人の氏名

署名 印